

野田市指定介護予防支援事業所の指
定等に関する規則等の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 28 号

野田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

(野田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第 1 条 野田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年野田市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第 2 条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の申請書を受理した」を「法第 115 条の 22 第 1 項の規定による申請を受けた」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 3 条を次のように改める。

(指定の更新の通知等)

第 3 条 市長は、法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、野田市指定介護予防支援事業所指定更新（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条中「前 3 条の規定により、指定、指定の変更届出の受理又は」を「第 2 条に規定する指定、法第 115 条の 25 の規定による届出の受理又は前条に規定する」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

(野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第 2 条 野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年野田市規則第 24 号）の一

部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「通知等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書を受理した」を「法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請を受けた」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出し中「申請」を「通知等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書を受理した」を「法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による更新の申請を受けた」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第6条を第4条とする。

第7条中「第2条第2項の指定、第3条若しくは第4条の規定による届出の受理、第5条第2項の指定の更新又は前条第1項の規定による指定の取消し若しくは同条第2項の規定による」を「第2条第1項に規定する指定、法第78条の5各項、第115条の15各項若しくは施行規則第131条の13の2第1項の規定による届出の受理、第3条第1項に規定する指定の更新又は前条第1項に規定する指定の取消し若しくは同条第2項に規定する」に改め、同条を第5条とする。

第8条第4号中「第2条第2項の」を「第2条第1項に規定する」に、「第3条の」を「法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による」に、「第4条の」を「法第78条の8の規定による」に、「第5条第2項の」を「第3条第1項に規定する」に、「第6条第1項の規定による」を「第4条第1項に規定する」に、「同条第2項の規定による」を「同条第2項に規定する」に改め、同条を第6条とし、第9条を削り、第10条を第7条とする。

(野田市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 野田市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年野田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第2条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書を受理した」を「法第79条第1項の規定による申請を受けた」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書を受理した」を「法第79条の2第1項の規定による更新の申請を受けた」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条を削り、第8条を第6条とする。

(野田市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者等の登録等に関する規則の一部改正)

第4条 野田市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者等の登録等に関する規則（平成30年野田市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書又は書類」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の申請書及び市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

第5条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書又は書類」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の申請書及び市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

第6条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書又は書類」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の申請書及び市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

第7条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書又は書類」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の申請書及び市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

第8条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書又は書類」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の申請書及び市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

第9条各号列記以外の部分中「次に掲げる事項を記載した申請書又は書類」

を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の申請書及び市長が必要と認める書類」に改め、同条各号を削る。

第10条第1項中「登録事項変更届出書」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の変更届出書」に、「事業再開届出書」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の再開届出書」に改め、同条第2項中「事業廃止（休止）届出書」を「基準該当における厚生労働省が定める標準様式の廃止・休止届出書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。